

平成 29 年度第 3 回横浜市学校規模適正化等検討委員会 会議録

日 時	平成 29 年 10 月 25 日（水）14 時 00 分～16 時 00 分
開 催 場 所	関内駅前第一ビル 3 階 302 会議室
出 席 者 （ 7 名 ）	小松委員、平井委員、片岡委員、村田委員、森川委員、奈良輪委員、松野臨時委員（部会長）
欠 席 者 （ 3 名 ）	野木委員、内海委員、諏訪部委員
開 催 形 態	公開（傍聴者 0 人）
議 題	1 部会からの報告 2 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直しについて
決 定 事 項	1 「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会の意見書をもって横浜市学校規模適正化等検討委員会の結論とすることを決定した。（答申書の内容承認） 2 通学区域制度に関して、通学距離等、通学区域線、通学区域弾力化制度について審議。次回検討委員会においては、通学区域制度についてより掘り下げた審議を行うとともに、基本方針見直しの方向性について一定の整理を行う。
議 事	<p><b>1 部会からの報告</b></p> <p><b>「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会より意見書の提出</b></p> <p>（部会長）</p> <p>意見書についての補足をさせていただきます。</p> <p>上菅田町は大変歴史のある地域で、来年度、上菅田小学校は創立 55 周年、笹山小学校は創立 45 周年を迎えます。上菅田小学校から笹山小学校が分離新設され、地域と学校が密接に連携し、一体となって両校の子どもたちを育成してまいりました。</p> <p>しかし、近年、笹山小学校の児童数が減少し、上菅田町全体の学校のあり方について、半年間にわたり検討を進めてまいりました。そして、様々なご意見はありましたが、上菅田小学校と笹山小学校の 2 校を学校統合するという案を部会の結論といたしました。</p> <p>学校統合により、統合校は規模の大きな学校となりますが、教育内容や学校運営については、教育委員会として十分に検討を進めていただき、地域の私たちとしまして、新しい学校が素晴らしい学校となるように、取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>統合校として使用する学校施設及び用地については、敷地面積が広く、両校の通学区域を合わせた区域のほぼ中央に位置していますので、現在の上菅田小学校を使用する案を部会の結論といたしました。</p> <p>学校統合の時期については、両校の児童、教職員間での関係づくりや、児童の受入れにあたっての施設整備等を行うために必要な期間を考慮し、平成 32 年 4 月とする案を部会の結論といたしました。</p> <p>統合校の学校名案については、上菅田小学校、笹山小学校の両校の関係者の気持ちを汲み、上菅田小学校、笹山小学校の両校の名称の一部が入る「上菅田笹の丘小学校」を部会の案とさせていただきました。</p> <p>統合校の通学区域案については、上菅田小学校と笹山小学校の通学区域を合わせた区域を統合校の通学区域とし、笹山小学校の通学区域の北側にある一部区域については、統合校までの通学距離が長くなることを考慮し、緑区の竹山小学校を受入校とし</p>

て選択できる案を部会の結論といたしました。また、これに伴い、中学校についても同様に、竹山小学校の進級先となる鴨居中学校を受入校といたしました。

以上、簡単ではございますが、補足説明をさせていただきました。地域や保護者の代表が検討を重ねた結果を意見書としてまとめておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

(委員)

特別調整通学区域については、竹山小学校に近い区域に住む子どもたちが新しく統合された学校に行くのは困難だということで、そのような子どもたちが、条件なしで行けるのですね。柔軟性をとって、通学区域だからどうしても統合校に行かなければいけないということがなくなり、よかったと思います。

(委員)

竹山小学校、鴨居中学校は緑区ですが、上菅田の地域として元々まとまりがあるところで、あえて緑区にある学校を選択できる特別調整通学区域に設定したというのは、保護者の通学等に関する不安に対しての配慮という理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

笹山小学校のエリアの通学区域を考える際に、学校までの通学安全の状況や、歩道がしっかり整備されているかなど、通学安全面について考えたということです。また、笹山小学校の北側のエリアの方からすると、生活圏として、一部鴨居のほうに出られるということもあります。そういった状況から、上菅田の地域は一つの地域としてまとまるべきだというお考えもあり、通学区域は両校を合わせた形にするのですが、やはりその子どもたちの状況を第一にということで、一番近いところということで、竹山小学校と鴨居中学校を選択できるということを基本的に部会の意見としてまとめていただいたという状況になっております。

(委員)

地域の皆さまが話し合っ、学校とともに決めたことを尊重させていただきたいと思っております。

(委員)

それぞれの地域で、通学区域が統合校のまま変わらないということですが、それぞれの地域の町内会、連合町内会としては、そのことについてはどのような意見が出ましたか。地域として特に問題はなかったのでしょうか。

(部会長)

統合にあたって、統合校までの通学距離が少し長くなることで、心配されている方もいます。その受け皿というのが竹山小学校で、保土ヶ谷区と緑区に分かれていますが、生活圏から言えば、鴨居のほうに行く部分も非常に多いので、その人たちからすると、竹山小学校はそんなに抵抗はないようです。連合町内会からすれば、違う区域になるのでいかなものか、というのはありますが、現状は上菅田小学校も旭区の子

どもたちもいるということで、その辺りのことは子どもを中心に考えて出た結論になります。

(委員)

学校に対する思いが強いために統合に反対されていた方もいらしたと思うのですが、学校名や通学区域等の検討の中で、その方たちはどのように納得されていたのでしょうか。

(部会長)

笹山小学校の良いところは、少人数で家族的な雰囲気、非常にまとまりがあると皆さまが共通しているところですが、規模の大きい学校に吸収されてしまうという気持ちがあったようです。

その気持ちは十分わかるのですが、現状のような小規模の形になって色々な課題がありますので、上菅田で新しい学校をつくるという考え方で検討が進みました。

これから、上菅田の町が大きく、いい町になるために、学校というのは非常に貴重なものだと思います。これを機会に、上菅田のまちづくりの中心になる学校をつくらうよ、ということで最終的にこのような形に至ったと思っております。

(委員長)

それでは、本検討委員会における審議の結果としては、部会でまとめていただいた、この意見書をもって本検討委員会の結論とし、「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等に関する意見書」とおりの教育委員会へ答申する、ということによろしいですか。

(異議なし)

(委員長)

それでは、平成 29 年 2 月 22 日付けで諮問のありました件について、別紙の「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等に関する意見書」とおりの答申することを決定いたしました。

答申書及び意見書は部会長からご提出いただきたいと思っております。いろいろな意見が出る中で、子どもたちの教育環境をよくするために部会長をはじめ部会委員の方々に熱心にご議論いただきました。ありがとうございました。

これにて、「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会に関する議事は終了とさせていただきます。

## 2 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直しについて

(委員)

通学距離の基準について、坂道等で全然違いますし、小学校一年生と高学年の子どもでは体力も違いますが、この基準はどこを基準に設けられたのでしょうか。ただ数字上の距離だけではなく、環境も踏まえてはいけないと思っておりますが、そういった点をどのように考えていくのでしょうか。

(事務局)

平成15年度に策定した経緯について確認すると、通学区域の実態に合わせて設定していたようで、距離基準は「概ね」というような表現にし、通学時間も基本方針上には書かれていません。高低差や児童生徒の体格差にも言及していませんが、一方で通学安全という点では、通学路の安全環境も鑑みたうえで、通学区域を設定するという、ある意味柔軟な形となっています。

今後、例えばスクールバスの制度を導入しようとする、制度の公平性というところもありますので、考え方に一定の整理が必要だと思っています。

(委員長)

横浜市の通学距離の基準は、国や他の政令市と比較してもむしろ短く、横浜市の地形的なことにも配慮されているというところで、それなりに合理性があるものとして運用されてきているのかと思います。

(委員)

他の政令市の状況を踏まえて、基本方針に数字基準を明らかに入れた方が良いのかどうかというところは、考えた方が良いのではないかと思います。

坂道があるとか、繁華街があるとか、交通安全の問題など、地域の実情というのは本当に様々だと思います。2kmだから良いとか、2kmを超えているから良くないとか、あるいはスクールバスに限らず、地下鉄やバスも含めて公共交通機関を活用していいということになれば、そういう状況を踏まえた望ましい通学距離について、基本的な考え方をしっかりと打ち出させていただいて、その上で、地域の実情、学校の実情なども踏まえていく。学校も単純に4km6kmになってしまうと、学校の規模によっては先生たちの負担も大変なことになってしまうということも考えると、学校の実情も踏まえて決定できるような基本方針を考える時期なのかなと感じたところで

(委員)

3kmを超えている場合にはバス通学を認めるという中学校もありますが、中学生は体力もあり、実際にはバスに乗らず、徒歩の生徒が9割ぐらいです。体力の話で言うと、数百m手前で降りて歩くことで体力を賄えるのかどうか、そういったところも色々と試算して方針を作った方が良いのかと思います。

(事務局)

市内の学校では自転車通学を認めている中学校が1校だけあります。それ以外の学校でもバスや電車、公共交通機関を使うことを認めている学校は、多くはないですがあります。学校統合の際に、距離が遠いので近くの学校へ区を跨って通うということもありました。例えばそういう場合、公共交通機関を使うとか、スクールバスを走らせればそういった問題を解消できるということがありましたので、原則の徒歩通学の例外を今回の基本方針の見直しの中でどうしていくかということで、色々ご意見をいただければと思います。

(委員長)

社会的な、あるいは条件の変化とか、そのようなことを踏まえて、基本方針をどう見直すのかということ、議論していきたいと思います。

(委員)

ルールを決める時というのは、決めてしまうとそれに捉われてしまうので、政令市のうち7都市が基準を定めていないということであれば、ここでは基準を定めなくて、状況に応じて地域で決めるようにした方が良いのではないかと思います。

交通機関の使用やスクールバスの導入を検討するのであれば、距離を定めることの意味というのはどれぐらいあるのか、定めないという選択肢もあるのではと思います。

(委員)

そうすると通学区域の問題が出てくると思います。小学校に6年間、中学校に3年間通うのであれば、誰でも近いところの方がいいと思うのではないのでしょうか。

(委員)

現行の基本方針の望ましい通学距離は妥当だと思います。近い方が良い理由の一番は安全面ということだと思います。ガードレールがあるのか、横断歩道があるのか、信号があるのか、そういうところも含めて、様々な安全を配慮すべきなのだと思います。

(委員長)

まずは子どもが安全に、安心して学校へ通えること、後は、多少は歩くことが良いのではないかと、それから昔に比べると重い荷物を持って歩くということも指摘されており、あまり長く歩くのも健康上良くないのではないかと意見もあります。そういった子どもたちの通学状況の様々な観点からも、条件が変化してきて、今まで以上に安全安心で、もう一つは、今、先生たちの負担も色々と議論になってきていますので、その辺も含めて、通学区域制度についての見直しの観点から検討を進めていければと考えております。

(委員)

学校の状況によって、徒歩以外の通学というのはまだ検討していく余地があるところなのだと思います。その一方で公共交通機関を使うとなると、保護者の経済的な負担については当然意見が出てくるのかと思います。

そもそもの義務教育の就学の機会を奪うことにつながるようなことだけはあってはいけないと思いますので、そこはしっかり担保する制度として、何らかの基本方針の中でしっかり謳っておいていただきたいと思います。

(委員)

スクールバスの導入を前向きに検討するということであれば、費用の問題も無くなると思います。バスがあれば保護者が送迎するという負担も減って、そこにかかる時間を減らすことができると思いますので、そういうことを前向きに考えるべきだと思

います。運動時間が云々というのは、確かに運動した方が良いというのはわかりますが、近くの子どもはすぐ歩いて行くわけで、バスに乗っている子どもの運動時間まで考える必要があるのかどうか、そこまで考える必要はないのではないかとというのが、率直な感想です。

(委員長)

通学区域線については、まずは、基本的には小学校と中学校の通学区域の問題を少し整理していけないかというところで、特に横浜型小中一貫教育を進める上では、可能な限り中学校区の中にそこに進学してくる小学校区が入るのが望ましい、先生方としてもやりやすい、というところではあるかと思えます。

(委員)

本校では、全校児童のうち約4分の1を隣接する区から受入れています。学校長としては地域の協力無しでは学校運営ができないということは明白で、学校と地域とお互いの行事に当然のごとく参加し、両者がお互いに協力しているところです。

地域との関係では、隣接区とも一緒に同じように連携を図っており、自然に関係ができていくのですが、行政区が違うことで、例えばスクールゾーン対策協議会ですと、両方の区の警察署、土木事務所、区役所の方に来てもらい、合同で行っています。他に区が違って連携を図らなければいけないのが、それぞれの区を管轄している児童相談所、地域療育センター、学校教育事務所、区役所のこども家庭支援課との関係です。

小中一貫教育の点では、本校は一中一小の中学校ブロックで力を入れてやっていますが、ブロック外の中学校に進学する子どもからは、誤解を受けることがあるかと思えます。そこはきちんとブロック外の中学校とも連携をしていますということで、ブロックと通学区域のねじれについては、学校で丁寧に配慮し地域や保護者に説明をしています。

学校の所在する区とは色々なところで常に会う機会があるので顔が見えるのですが、なかなか隣接区とは顔が見える関係が構築できていないところで、連携を図らなければいけないという苦勞が出てきています。

(委員)

子ども会ではチラシを配りますが、区内の行事をするにあたっては、行政区を越えて学校に通っている子どもには、学校に配るチラシが一切届かないということもあります。町内会を通してだといいいのですが、学校に配るチラシについては届かないということになりますので、その子どもたちには情報が届かないのでその点では残念だと思えます。

(委員)

学校も色々な町内会に顔を出さないといけないということで、先生はすごく大変で、それぞれの地域で苦勞をされているかと思えますが、またそこでいい連携が取れているということで逆に取ればプラスだと思えばいいのかもしれない。

地域として、町内会の事業への参加を強制することはありませんが、学校としては地域と連携して絆をつなげていくという思いもあると思えますので、学校も苦慮されているところもあるのかと思えます。

(委員)

P T Aの立場として、小中一貫教育推進ブロックと区の跨ぎというところでは、例えば通学区域や中学校ブロックが区を跨っていると、小学校と中学校で所属するP T Aの各区のP T A連絡協議会が違っていたり、住んでいる区と各区のP T A連絡協議会が異なるということも間々あり、その様なことは横浜市内それぞれの地域でも起こってきています。その中で具体的な弊害がどうあるかと言うと、もちろんそこはそれぞれの区ごとに分かれてなんとかやっているというところですが、調整の煩雑さという面で見ると、例えばスクールゾーン対策協議会などは、P T Aも役員がそれぞれ区役所、警察署、土木事務所に説明に周るのが通常なので、それが倍になります。後は地域の方とP T Aは連携し、協力していくのが当然の姿なのですが、区を跨いで連合町内会が分かれば、それぞれの連合町内会の行事に出ることになります。それはお互い様なのですが、今は保護者が共働きの世帯も非常に増えて、P T Aの役員の担い手も少なくなる中、どうやって活動の中身を薄くしないで負担を軽くしていくかということを考えていく必要もあり、やはりそういったねじれがP T Aにも負担がかかっている状況です。

(委員長)

一度に通学区域を綺麗にするということではできないので、まずは学校の問題として小学校区と中学校区の通学区域の問題については、これはまさに教育委員会の案件だと思います。子どもたちのことを考え、併せて地域コミュニティとの関係や行政区との関係も可能であれば合わせるなど、少しでも煩雑さ、皆様方のご苦勞が解消できたらと思います。

(委員)

今世界中で格差が広がっている中で、やはりコミュニティで我らの子どもとして育てないと、どんどんそこから漏れていく子ども出てきます。この状況は望ましくないと思いますし、もちろんすぐには無理だけれども、教育委員会の方針として長期的な視野でなるべくまとめ、地域で育てるというような方針を出していく必要があるのかと思いました。

できるなら小学校・中学校の通学区域と区境が一致する方向で考えていく。それは20年ぐらいかかることなのかもしれませんが、そのような方針を立てていくことが大事なのかと思いました。

(委員長)

私たちとしては基本方針、あるいはその背景になる考え方について、子どもの様々な問題、あるいは学校の様々な問題を少しでも良い形で解決できるための条件整理を議論していければと思っています。

(委員)

指定地区外就学の許可理由は9つ、小学校の場合は8つありますが、実態をきちんと把握しようとする、なかなか実態が伴わないということで、公平公正を保つためにもある一定の条件の下で、きちんと断るところは全て断っています。本校の場合は、

教室状況に余裕がないため、そこを安易に受入れてしまうと、教室が足りなくなってしまうということもあるので、今は指定地区外の許可については1年間で、その実態が無ければ4月からは指定校に行くというような方法で対応しています。

学校の実態があるかと思いますが、安易にこれがどんどん広がって、本校のように教室数に余裕が無い学校で、指定地区外就学を非常に多く希望する通学区域であると、それはもう受入れることはできません。子どもの数が少ない学校はどんどん受入れるという場合もあるだろうし、あくまでもこの指定地区外就学許可は学校長の判断ですので、学校の様々な理由とか、その辺を考慮して学校長が実態に応じて決めるということを残しておいていただければと思います。

(委員長)

それぞれ子ども側の事情も、学校の事情もあるということで、この制度は子どもにとってその学校に来るということが本当に良いことなのかどうかというところについて、まさに学校の責任者である学校長に判断いただけるという制度だと思いますので、それは私達としては大事にした方がいいのではと思いました。

(委員)

指定地区外就学のうち、部活動の関係で通いたいと言うことであれば、多少遠くなるような形でもいいのではないかと思います。その辺の線引きが、子どもの意見、部活動、あるいは総合的な判断で良いのかどうかということと、どこまで許可をするのか。もしくはその辺のところまでしっかりと通学区域で決めてしまうのか。

防災拠点にしても同じ町内会でも防災拠点が分かれていたりもします。防災のエリアについても学校のエリアについてもきちんと決めてもらわないと、今のように自由なようであってもやはり色々な所で弊害があると思います。選択肢はたくさんあっても、教育委員会で線引きはきちっと決めておいてもらえれば、色々な形の中でも統制が取れるのではないかと思います。

(委員)

指定地区外就学に関して、保護者の立場としては、抑制的に適切に運用されているのではないかという印象があります。部活動の関係でも、無制限に認めるのではなく、諸般の事情があって指定地区外就学やむ無しという場合だけ受入れているとのことでした。手すりの整備等、学校設備の関係で学校を選んで検討された結果、指定地区外で通われるとか、その様なことは当然あって然るべきだと思うので、引き続きこういった制度は継続していただいた方が良くと思います。

特別調整通学区域に関しては、地域コミュニティからの要望で設定されている割合も多いということで、地域コミュニティと学校との色々なねじれの部分について、こういった制度を活用して解決できるというのであれば、そのところはもう少し積極的に取り組むというのも一つの考え方なのかと感じました。

(委員長)

本日の段階ではご意見・ご質問等をいただく事ができましたので、次回の検討委員会では、通学区域制度に関してより掘り下げた審議を行うとともに、基本方針見直しの方向性について一定の整理を行いたいと思います。



<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特 記 事 項</p>	<p><b>【資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「会議次第」</li> <li>・「委員名簿」</li> <li>・「座席表」</li> <li>・「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会について</li> <li>・「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等に関する意見書</li> <li>・「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会ニュース（第1号～第4号）</li> <li>・通学区域制度の審議にあたって</li> <li>・通学区域制度＜その1＞ 通学距離等について</li> <li>・通学区域制度＜その2＞ 通学区域線（学区線）について</li> <li>・通学区域制度＜その3＞ 通学区域の弾力化について</li> </ul> <p><b>【特記事項】</b></p> <p>なし</p>
------------------------------------	---